

○議長（石川光次郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。五十八番藤倉知格君。

〔五十八番 藤倉知格君登壇〕

○五十八番（藤倉知格君） 消防団に関しては二〇一九年二月定例会で、消防団の現状と課題についてと題し質問した経過があります。

消防団の沿革は江戸時代の町火消しに端を発し、以来、それぞれの時代の要請に応える形で各自治体の安全安寧の維持、確保に不可欠な組織として地域住民の期待を担ってきました。特に平成二十五年、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が議員立法により成立、消防団を地域防災力の中核として位置づけました。その一方、近年の社会経済情勢の変化に伴い、全国の消防団員数は減り続けています。本県も減少傾向に歯止めがかからず、防災力の低下が危惧されています。このような状況を踏まえ、国においては都道府県知事や市町村長に対して消防団員の確保を促すため、総務大臣書簡を發出するなど対策を講じてきましたが、実効性に結びついていません。そのような中、ようやく消防庁が団員の処遇改善に向けた検討会を立ち上げ、今年四月、消防団員の報酬等の基準の策定等に関する中間報告を取りまとめました。費用弁償の性格が強い消防団員の出勤手当を報酬に見直し、出勤一日当たり八千円、年額報酬三万六千五百円とする基準を全国の自治体に通知。消防庁は報酬の基準を来年四月から適用するよう、市町村に条例の見直しを要請しました。近年、全国的に大災害の発生により消防団の出勤回数はここ十年で約一割増え、特に風水害等自然災害では二・五倍に膨れ上がっています。検討会は今後更に課題を整理し、今年夏までに一定の結論を出すとしています。さて、本県も団員確保対策として消防団員協力事業所に対する優遇措置、市町村振興総合補助金による助成、消防団充実強化事業の実施等を講じているものの、成果が上がっていないのが現状です。そこで、最近の国の動向を踏まえ、県の当面の取組として県内全市町村を対象に、消防団員の処遇改善に関する説明会を今月順次開催しましたが、その中で各市町村の実情や要望などをどう把握したのか、処遇改善を図る上でどのような問題点の指摘があったのか伺います。

消防団の組織は基本的には各市町村が担っていますが、国が動き出したこの機を捉え、市町村を後押しするため、県として一步踏み込んだ対策が必要です。いかがでしょうか。

かねてより消防団関係者から熱い期待を寄せられていた、全国消防操法大会の本県誘致が既に決定しています。しかし、コロナ禍のため中止が続き、来年秋は千葉県を会場に開催されることになり、これにより本県では、令和六年に第三十回全国消防操法大会として開催されることが改めて決定しました。大震災からの創造的復興を成し遂げた宮城の姿を広く発信する機会であることはもちろん、全国大会開催を団員確保に向けた絶好の機会として捉え、機運の醸成につなげていかなければなりません。いかがでしょうか。

新型コロナウイルス禍の中で、ウイルスと人間、自然環境等の生態系と人間との関わりについて様々な思いを巡らす機会がありました。森林伐採による過度の開発や自然破壊、人間活動に伴う地球温暖化等と、未知のウイルス出現とのメカニズムに関する著作や報道に接することで、貴重な示唆を与えられる機会が少なからずありました。例えば、京都大学名誉教授佐伯啓思氏は大要次のように指摘しています。「自律的に自己増殖できないウイルスは人間や動物に寄生して宿主との共存関係を図るが、人間もまたウイルスと同じように自然環境を宿主として生を営んでいる。とするなら、人間の生命は自然環境及び生態系とのバランスにおいて成り立っていることになる。このバランスが崩れれば、人間も他の動物たちの生命も脅かされる。しかし、人間の宿主としての自然環境を人間自身破壊することで、自らの生存を危うくしているのである。云々。」と述べています。また世界的ベストセラー「サピエンス全史 文明の構造と人類の幸福」の著者、ヘブライ大学歴史学教授ユヴァル・ノア・ハラリ氏は、「我々人間は今や絶大な力を持つ神であり、それに見合った大きな責任を負っている。しかし、人類は同時に生態系の一部として生態系に完全に結びついている存在である。したがって、人間が生態系を破壊しながらその衝撃波から守られるはずはないのである。」と述べています。この二人に通底する指摘は傾聴すべき卓見です。

さて、森林は植物性プランクトンをはじめとする海洋性植物の存在とともに、陸上における生態系保全の中核を成しています。豊かな森林は水源涵養によるダム機能、急傾斜地等の山林崩壊抑止効果や、河川流量調節機能等、幅広い多面的機能を担いながら、とりわけ生態系保全に寄与してきましたが、森林・林業従事者の減少によって、近年、全国的に森林荒廃は進む一方です。こうした状況のもと、森林経営管理法が成立、森林

所有者が自ら経営管理できない森林を市町村が代わってこれに当たる森林経営管理制度が創設、更には森林環境税及び森林環境譲与税が導入されています。一方、譲与税を交付される側の市町村には、森林、林業に関する専門性を有する職員は皆無に近く、譲与税を有効活用するための県の組織体制の強化と支援策が欠かせません。昨年九月定例会での答弁では、市町村森林経営管理サポートセンターの設置及び部内にプロジェクトチームを立ち上げ、技術的支援の強化を図っているとのことでしたが、譲与税の県及び市町村における主な活用事例と事業の現状及び課題について伺います。

譲与税を基金に積み立てたままの市町村が少なくないと聞きますが、実態はどうなっているでしょうか。

譲与税の譲与基準の問題です。全体財源の五割を私有林、人工林面積、二割を林業就業者数、三割を人口規模に合わせた案分となっていることから、森林がほとんどゼロに近い大都市部に譲与額が大きく偏在しているのが実態です。本県議会としても制度設計の見直しを求める意見書を提出していますが、譲与割合を見直し、林業需要の高い自治体への譲与額が増える仕組みに切り替えなければなりません。知事の認識と今後の対応策を伺います。

県では、宮城県CLT等普及推進協議会を設置し、新たな木材需要の創出に取り組んでいます。本県で着工される建築物は、二階建て以下の住宅は九割近い木造率なのに對して、マンションなど中高層の住宅や商業施設などの非住宅分野での木造率は低位に甘んじています。このため、鉄骨やRCなどを視野に木材の有効活用を促進する施策に取り組むべきと考えますが、これまでのCLT普及推進の成果と課題、今後の対応について伺わせていただきます。

公共関与による新たな産業廃棄物最終処分場の候補地選定については、先に、知事の記者会見及び本定例会における知事説明で対外的に情報発信されました。産業廃棄物最終処分場に関しては、環境事業公社が運営するクリーンプラザみやぎの埋立て可能容量に限りがある中、最終処分場整備に向けた作業が進められ、何とまたしても、これまでと同じ大和町鶴巣地区内の採石場が新たな候補地として選定されました。

さて、クリーンプラザみやぎは昭和五十四年に供用を開始。以後、当該立地区域の小鶴沢地区をはじめとする周辺エリア住民の理解ではなく、長年の我慢と忍耐とに支え

られ、嘗々実に四十三年の歴史をけみしてきました。この間、県内で排出される産廃を安定的に受け入れ、県内事業者の産業経済活動を下支えしてきた実績に加え、東日本大震災時には沿岸市町の災害廃棄物を大量に受け入れ、復興事業推進に貢献してきました。さて、候補地の選定経過として、処分場建設に支障がある規制条件の確認が二十六項目、想定する施設規模の建設可能性の確認四項目のチェックを経て、県内三十一か所を適地として抽出し、第一次選定では処分場建設において避けるべき規制条件の確認が十四項目、配慮すべき状況の有無の現地確認等により検討候補地として七か所を選定しました。次に六項目の評価により第二次選定で三か所に絞り込み、選定委員会において自然環境、生活環境、事業効率性の観点から最も総合評価の高い最有力候補地を選定したとしています。

さて、問題点を指摘し、以下質問してまいります。

候補地周辺エリア及び想定されるアクセスが、最近の台風十九号被害をはじめこれまで過去、幾度も水害、洪水被害の常襲地帯であることの実事確認をどのように調査したのか伺います。

候補地の選定過程の確認項目に、洪水被害等の自然災害に伴うリスク要件が入っていないことについての認識も伺っておきます。

吉田川の河川堤防の越水及び決壊被害に象徴されるように、その支流である西川周辺における常襲的な内水氾濫の惨状、更にその支流、小西川等の度重なる越水、氾濫、河川破壊の現状に対する県の認識及び同河川の改修整備計画を可能な限り具体にお示しください。

このような水害に伴う道路網の寸断で、候補地周辺の県道、町道が長期間使用不能となるケースが増加していることの実態をどのように把握しているのかも伺います。

当該エリアの県道塩釜吉岡線及び大和松島線が、仙台北部中核工業団地方面への通勤時間帯における日常的な交通渋滞についての現状認識と、バイパスを含む新たな取付道路等の検討を含め、道路機能の拡充強化策について伺います。

現在、クリーンプラザみやぎへの搬入車両台数は、令和元年度で一日平均百二十五台、年間搬入台数二万九千五百五十五台となっており、搬入経路は仙台北部道路利府しらかし台インターチェンジ経由を含む利府町側から全体の約七五%、大郷町側から約二〇%

となっております。当該エリア住民が最も関心の強い候補地への搬出入車両台数と経路についてどのように想定しているのか伺います。

おつるさわネイチャーランド構想は、埋立て終了後、安定化した段階で本格的な跡地利用を行うと、環境事業公社が地域住民に説明してきました。しかし、供用開始から約半世紀近くを控え、更に安定化の期間を加えると約七十年、八十年という世代を越える長期プロジェクトです。これでは長年協力してきた地元住民の直接的メリット享受まで歳月がかかり過ぎることから、要望を聞きながら実現可能なプランから順次着手することを強く求めます。この構想の成否は、実は新たな処分場設置の成否に直結していると考えています。

県の情報管理の問題についてです。候補地選定に関する地元住民説明会がまさに始まったばかりの直後、某公共放送がヘリで候補地を上空からアップで映し出し、いかにも本決まりとなったように受け取れるコメントをしたことは、住民感情をひどく逆なでした。私のところにも抗議の電話が鳴り響くありさまでした。極めてセンシティブな問題であるだけに、一義的には報道する側に問題があったにしても、県の情報管理及び情報徹底が欠落していた証左です。混乱を招かないための改善策をお示しくください。

以上、指摘した課題をクリアすべく、当該地域住民の理解と納得を得られるまで最大限情理を尽くした対応ができなければ前に進めるべきではないというのが、処分場候補地の地元議員としての基本スタンスであることを申し添えておきます。

私は昨年の九月定例会において、女川原発の再稼働問題に関し、原発推進、再稼働容認、原発がもたらす恩恵には浴す。しかし、ALPS処理水の海洋放出は絶対反対。放射性廃棄物処分及び最終処分場は断固御免被るでは筋が通らない。いいとこ取りのダブルスタンダードは虫がよ過ぎる。負の側面、リスクも含め、その全てを引き受けることが原発及び再稼働の前提条件であると述べました。

今回の処理水問題は、確かに福島第一原発事故が直接的な原因であり、原発一般の問題ではないとして完全に切り分けて論じられるケースが多いのですが、日本列島は地理的、地質学的に古来、自然災害多発国家としての宿命にさらされてきました。つまり、どこでもいや応なく巨大地震が引き金となった福島県のように、原発事故は起こり得る可能性があるという認識が欠かせません。決して、福島第一原発固有の問題ではないの

です。原発を導入した以上、原発事故などの不測の事態、最悪の事態を折り込み済みで想定し、今回の処理水をはじめ、各レベルの放射性廃棄物処理及び核のゴミ等の高レベル放射性廃棄物最終処分場の問題、あるいは女川原発一号機の廃炉作業が始まっていますが、廃炉に伴う高濃度の放射能を含んだ解体材の敷地内埋立ての問題等々、原発立地に起因する様々なリスクや負の側面から逃れることはできません。原発導入や原発再稼働の判断や処理水の問題も、言わば原発との共存を選択した結果責任と直結していると受け止めなければなりません。この際、このことについての知事の基本認識を伺っておきます。

以上、指摘した理由により、本来の筋論からすれば原発と処理水問題は表裏一体、コインの裏表の関係にあります。しかし一方、現実に苦境に立たされている漁業関係者等の窮状を受け止め、改善策を提示するのにもまた政治や議会の役割だと思っています。

政府のALPS処理水の海洋放出方針決定直後、県は知事名で処理水の海洋放出決定に対する緊急要望書を総理と東京電力社長あて提出しました。要望書の説明文に当たarkるくだりには、確かに海洋放出以外の処分方法の検討継続という前置きが記載されているものの、肝腎要の要望の四項目の中にその文言が明記されていませんでした。具体的に明記すべきだったと思いますが、なぜそうしなかったのか伺います。

処理水の取扱いに関する宮城県連携会議の設置目的は、懸念される影響について県内の関係団体等の意見を集約し、国及び東京電力に対し申入れ内容を取りまとめることを目的とするとしています。つまり、連携会議の設置目的からは国の海洋放出という前提の枠組みそのものの見直しや撤回等を求める直接的表現はなく、風評被害対策や損害賠償の枠組み等の懸念事項に対する注文と要求に特化しています。それは、国の海洋放出という方針の土俵の上で踊らされ、結果として海洋放出を是認しているに等しいのではないかというのが私の当初からの疑問でした。知事の認識を伺います。

全国漁業協同組合連合会は本月二十三日、通常総会で明確に海洋放出反対の特別決議を再度採択、連携会議メンバーの中でも特に漁業関係者は同じ主張を熱く披瀝しているではありませんか。連携会議はあたかも海洋放出という問題の核心部分に触れないで、あるいはそれに蓋をして、対症療法的に善後策を練っているように映ってしまいます。まさに隔靴搔痒の例えのとおり、かゆいところに手が届かないように歯のあるなしにか

かわらず歯がゆく、もどかしい限りです。方針決定の前提を取り払い、自由闊達な本音のやりとりができるスキームの連携会議であってほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

政府のいわゆるALPS小委員会の二〇二〇年の報告書によれば、海洋放出時期の延長が議論された経過があります。それによると、年間放出二十二兆ベクレルを前提とした場合、二〇二〇年から放出すると三十三年間、二〇二五年から開始すると二十九年間となり、二〇三五年まで延期して放出を開始した場合、二十一年間で終了できるという放出延期論です。これはトリチウムの濃度の半減期が十二・三年であることの逆算です。ALPS小委員会は処理水の継続的貯蔵、保管について検討した上で提示していました。更に国は平成二十六年度から二年間、経済産業省がトリチウム水タスクフォースを設置。三十億円を投じて七種類のトリチウム分離技術検証試験事業を実施。結果は直ちに実用化できる技術ではないとの評価を下していますが、ルミライトを使ったトリチウム除去効果を検証する実証実験など、研究者と東北大学との連携事例や、内外の複数の研究機関が取り組んでいます。第三者機関を活用したトリチウムの放射性物質の分離技術に関する公募も始まっています。

以上、指摘したとおり、半減期が十二、三年のトリチウムの濃度減衰を待つ放出延期が現時点では最善の選択肢であると確信をいたしております。その間、トリチウム等の放射性物質の分離技術の実用化に向けて官民一体で取り組むことが必要です。海洋放出延期による保管と新技術導入に向けた両面作戦で臨むことを強く主張するゆえんです。知事は、この両面作戦の意義をどう評価するでしょうか。

村井知事は、宮城県の知事として国や東電に対して、むしろこのような前向きな提案をする立場でなければなりません。いかがでしょうか。

本県議会として、これまで二度にわたり処理水海洋放出を含む自然界放出を行わないよう求める意見書を採択し、既に県議会としての意思は表明済みです。県議会の意見書に対する認識をお聞かせください。

以上をもちまして、壇上からの質問を終了させていただきます。

御清聴ありがとうございます。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 藤倉知格議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず大綱一点目、原発事故による処理水海洋放出についての御質問にお答えいたします。

初めに、今回の処理水の問題は、原発との共存を選択した結果責任に直結するものと思うがどうかとのお尋ねにお答えいたします。

原子力発電の利用に当たっては、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の問題のほか、万が一の事故が起きた場合の汚染対策などの課題があることは承知しております。こうした課題の解決に向けては、これまで原子力政策を推進してきた国において、全面的に責任を持って進めていくものと認識しております。また、東京電力福島第一原子力発電所における処理水の海洋放出の方針につきましても、国民の御意見を伺いながら、国において判断すべきものと考えております。

次に、国への要望項目に、海洋放出以外の処分方法の検討継続を明記しなかった理由はどうかとの御質問にお答えいたします。

今年四月、政府に提出した緊急要望書では、海洋放出以外の処分方法も継続して検討するよう求めた上で、国民・国際社会の理解醸成などを申し入れたところであります。海洋放出以外の処分方法の検討につきましては、要望本文に明記したものであり、要望項目と同等の重みがあるものと認識しております。また、ぶら下がり記者会見などでも、そこは強調させていただいております。

次に、連携会議は国の方針決定を前提とせず、自由闊達に意見交換できる場であるべきと思うがどうかとの御質問にお答えいたします。

これまでの連携会議では、海洋放出に反対の意向や、海洋放出以外の方法の再検討のほか、輸入規制撤廃の成果を示すことなど、構成団体それぞれの視点や考え方から、国の基本方針にかかわらず自由に御発言をいただいていると認識しております。また、水産分野では、より機動的に申入れ内容を検討するため、水産部会を設け関係する団体が緊密な連携の上で意見交換ができる体制が構築されているものと考えております。

次に、県議会の処理水放出を行わないよう求める意見書に対する認識についての御質



問にお答えいたします。

県議会において処理水の自然界への放出を行わないよう求める意見書が、これまで二度にわたり全会一致で採択されていることは、私としても重く受け止めております。意見書では、海洋放出は漁業者に大きな打撃を与えること、被災者に追い打ちをかけることがあってはならないこととされていることから、県内水産業関係団体の皆様の御意見をしっかりと政府に届けることが重要であると考え、四月の政府方針を受け、関係団体を構成員とする連携会議を設置したところであります。今後とも国の動きを注視しながら、連携会議を開催し県内関係団体等からの御意見や御要望について継続的に国や東京電力に申入れを行い、責任ある対応を求めてまいります。

次に大綱二点目、新たな産業廃棄物最終処分場についての御質問のうち、候補地選定に関する県の情報管理等についてのお尋ねにお答えいたします。

新たな産業廃棄物最終処分場の整備は県政における重要課題であることから、まずは私から県の基本的な考え方や対応を発表した上で、速やかに住民説明会を開催いたしました。一部の報道により、県が最終処分場の整備地を既に決定したかのように受け止められ、地元の皆様や地権者に御心配や御迷惑をおかけしたことは誠に遺憾であり、大変申し訳なく思っております。県としては、引き続き地元の皆様への丁寧な説明や意見交換を重ねていくとともに、報道機関に対しましても正確な報道がなされるよう丁寧な説明に努めてまいります。

次に、大綱四点目、森林整備と生態系保全についての御質問のうち、森林環境譲与税の活用事例と課題についてのお尋ねにお答えいたします。

県では専門職員が不足する市町村に対して、市町村森林経営管理サポートセンターと連携した研修事業や相談業務を実施するとともに、森林組合などを対象とした技術者の育成を進めております。また、市町村では森林整備の実施に必要な不可欠となる森林所有者の意向調査に十三市町で着手しているほか、その他の活用事例では松くい虫抵抗性マツの植栽、獣害対策などの地域の実情に応じた取組が行われております。さらに、森林の災害防止、国土保全機能の強化を図る観点から、譲与税が前倒しで増額配分された趣旨を踏まえて、インフラ施設や集落の上流部などを対象に間伐や危険木・倒木処理なども実施されております。一方、森林経営管理制度の効果的な運用には、地域の森林事情

に精通し専門的な知識を有する人材の確保が課題となっております。県といたしましては、技術的な支援に加え、当該制度を熟知し、市町村に対して適切に助言を行う地域林政アドバイザーを継続して養成することで、市町村の執行体制の整備を支援してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 復興・危機管理部長佐藤達哉君。

〔復興・危機管理部長 佐藤達哉君登壇〕

○復興・危機管理部長（佐藤達哉君） 大綱一点目、原発事故による処理水海洋放出についての御質問のうち、処理水の取扱いに関する宮城県連携会議の設置目的は、国の方針を認めるものになっていると思うがどうかとお尋ねにお答えいたします。

政府の基本方針の発表を受け、県では関係団体等の皆様から率直な御意見をいただき、国と東京電力への申入れ内容を取りまとめするため、連携会議を立ち上げました。第二回の会議では、水産業をはじめとした関係団体等から、処理水の海洋放出に反対の意向など、国の基本方針を前提としない様々な意見や要望を国や東京電力に直接申し入れたところであります。県といたしましては、今後も連携会議において関係者の皆様から多様な御意見、御要望をお聞きしながら、国や東京電力に対し責任ある対応を求めてまいります。

次に、海洋放出を延期し、放射性物質の分離技術の実用化を提案すべきとの御質問にお答えいたします。

海洋放出の時期については、国の基本方針において、タンクによる長期保管が今後の廃炉作業に支障となる可能性があることや、漏えい等のリスクが高まることなどから、早期にタンクに保管している水の処分方法を決定する必要がある、二年程度後に海洋放出を開始することとされており、また、放射性物質の分離技術の実用化については、直ちに実用化される段階にある技術は確認されておりませんが、引き続き新たな技術動向を注視し、現実的に実用可能な技術があれば積極的に取り入れていくとされており、こうした海洋放出の時期の延期やトリウム分離技術の実用化については、連携会議においても御意見をいただいております。海洋放出以外の処分方法となり得るあらゆる可能性を排除せず検討を進めるよう引き続き国や東京電力に対し求めてまいります。

次に、大綱三点目、消防団員の確保等についての御質問のうち、処遇改善に関する説明会での市町村からの要望等や問題点の指摘についてのお尋ねにお答えいたします。

消防団員は消火、救助、避難誘導など多様な役割を果たしており、地域防災力の維持向上に向けて重要な存在と認識しております。県では今月、県内四か所で消防団員の処遇改善に関する説明会を開催いたしました。市町村からは消防団員の確保が最大の課題であることの認識、報酬の増額による財政負担や事務負担の増加に対する懸念、国の更なる財政支援を求める要望などが出されました。こうした市町村の御意見や御要望については国に伝えたとところで、市町村と協力しながら消防団員の処遇改善につなげてまいります。

次に、国の動きを捉え、県の対応が必要と思うかどうかとの御質問にお答えいたします。

県では消防団の活動の趣旨に賛同する店舗等を登録し、消防団員やその家族に割引等を行う事業や消防団活動に特に協力的と市町村が認定した事業所に対し、建設工事入札参加登録資格審査において加点を行うなどの優遇措置を講じているほか、他県で優良事例に携わった方を招き市町村の担当職員を対象として研修会を行うなど、消防団員の確保に努めているところであります。県といたしましては国の処遇改善の動きを契機として、こうした取組の更なる拡充や処遇改善の促進を図るとともに、防火活動、水防活動、後方支援などに限定して活動する団員を増やす取組など、新たな動きも加速させてまいります。

次に、令和六年に我が県で開催される全国消防操法大会を団員確保に向けた絶好の機会と捉え、機運の醸成につなげるべきとの御質問にお答えいたします。

総務省消防庁及び公益財団法人日本消防協会が主催する全国消防操法大会は、全国の消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図り、消防団活動の充実発展に寄与することを目的として、昭和四十三年から二年ごとに開催されております。来年、我が県で初めて開催される予定でしたが、コロナ禍の影響で先催県の千葉県が二年連続で延期となり、宮城県大会は令和六年の開催となりました。県といたしましては開催を契機として、市町村と連携して様々な広報を展開するなど、消防団活動の重要性と魅力を広く県民にアピールし、更なる団員の確保につなげてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 環境生活部長鈴木秀人君。

〔環境生活部長 鈴木秀人君登壇〕

○環境生活部長（鈴木秀人君） 大綱二点目、新たな産業廃棄物最終処分場についての御質問のうち、候補地周辺等における水害状況の確認調査と、候補地選定過程における自然災害リスクへの認識についてのお尋ねにお答えいたします。

新たな産業廃棄物最終処分場の整備に当たっては、自然災害のリスクを適切に評価し対処していくことが重要であると認識しております。このため、候補地の選定においては、県内全域を対象とした適地調査において災害危険区域などを除外するとともに、第一選定の段階で現地確認や過去の災害情報をもとに不適當な区域を除外しております。最有力候補地とした大和町鶴巣大平・幕柳地区における洪水被害については、県庁内で保有する災害情報だけでなく、過去十年間の自然災害の履歴を大和町から提供いただき確認しております。特に平成二十七年関東・東北豪雨及び令和元年東日本台風などで路面冠水による通行止めが生じたことは重く受け止めておりますが、候補地周辺の交通規制が早期に解除されたことも踏まえ、最終処分場の整備・運営において大きな支障はないものと判断いたしました。今後、最終処分場の整備基本計画を策定していく過程においても、自然災害への対応についてしっかりと検討してまいります。

次に、廃棄物排出入車両の台数及び経路の想定についての御質問にお答えいたします。新たな最終処分場の整備に伴う生活環境への影響を最小限に抑えるためには、廃棄物搬出入車両の台数の把握や経路の検討を慎重に行う必要があるものと認識しております。車両台数については当該処分場における埋立量の見通しから、現在の処分場と同程度と想定しております。また、経路については県道塩釜吉岡線から町道を経由し、候補地にアクセスする車両が多いのではないかと想定しておりますが、今後、朝夕の混雑時間帯を含めた周辺道路の交通量調査や、現在、クリーンプラザみやぎを利用している事業者への道路利用に関する調査を実施し、地元の皆様の御意見をよく伺いながら地域に対し大きな影響を及ぼさない適切な搬出入経路を検討してまいります。

次に、現在の処分場の跡地利用についての御質問にお答えいたします。

ネイチャーランド構想は平成十年に宮城県環境事業公社が策定したもので、当時の

小鶴沢処理場の跡地を活用した地域活性化に向けた構想であると承知しております。現在、環境事業公社では埋立地の安定化や周辺環境の変化等を踏まえながら、ネイチャーランド構想の理念に基づき、緑との楽しい触れ合いや交流の場など地域にとって有用な場所となるよう、跡地利用の検討が進められていると伺っております。県といたしましては、最終処分場がその役割を終えた後も地元の皆様は大いに活用され、地域振興の一端を担うものとなるよう、できる取組を着実に進めていくことが重要であると考えており、引き続き環境事業公社に対して必要な助言等を行ってまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 水産林政部長佐藤靖君。

〔水産林政部長 佐藤 靖君登壇〕

○水産林政部長（佐藤 靖君） 大綱四点目、森林整備と生態系保全についての御質問のうち、市町村の基金積立てについてのお尋ねにお答えいたします。

森林経営管理制度が創設され譲与が開始された令和元年度は、用途の検討に時間を要したことなどから、配分された譲与額全体の約七割が基金に積み立てられたと承知しております。なお、昨年度の活用実績につきましては、現在市町村において取りまとめを行っているところです。県といたしましては、市町村の取組状況を踏まえて譲与税がより効果的に活用されるよう引き続き支援してまいります。

次に、森林環境譲与税の配分についての御質問にお答えいたします。

現在の譲与基準は、私有林人工林面積・林業就業者数・人口が用いられており、そのうち、人口基準については都市部での木材利用などを推進することを目的に設定されたものであります。しかしながら、現在の譲与基準では森林整備が必要な市町村よりも人口の多い市町村に森林環境譲与税がより多く配分される傾向にあることから、政府要望などにおいて基準の見直しを求めてまいりました。これに対し国は、各地方公共団体における取組や実施状況等を見極めた上で譲与基準の見直しを検討していくとの方針であると伺っております。県といたしましては、国の動向を注視するとともに引き続き適正な配分となるよう要望してまいります。

次に、CLTの普及推進についての御質問にお答えいたします。

CLTはコンクリートよりも軽く施工性が高いなどの優位性があることから、県で

は宮城県CLT等普及推進協議会と連携し、県産CLTの開発や普及を進めてまいりました。その結果、県内のCLT建築棟数は十六棟となり、このほか県林業技術総合センターなど五棟が建築中であります。また、建築技術者の養成も着実に進んでおります。一方、CLTは鉄骨やコンクリートに比べ製造コストが高いことから、中高層建築物等における利用が低位な状況にあります。県といたしましては、今後ともCLT製造コストの削減に向けた検討を進めるとともに、木造建築物のトータルコスト抑制を図るため、今年度からCLTと複合的に利用できる超厚物合板やツィバフォー材のパネル製品の開発を支援し、中高層建築物を対象とした県産材の新たな需要を創出してまいります。私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 土木部長佐藤達也君。

〔土木部長 佐藤達也君登壇〕

○土木部長（佐藤達也君） 大綱二点目、新たな産業廃棄物最終処分場についての御質問のうち、西川や小西川等の洪水被害と改修計画についてのお尋ねにお答えいたします。平成二十七年関東・東北豪雨や令和元年東日本台風では吉田川が計画高水位を超え、その支川である西川や小西川等においても吉田川の背水、いわゆるバックウォーターなどの影響を受け、越水や内水氾濫などによる浸水被害が発生しております。これら支川についてはこれまで堤防を先行して整備してきており、河道の掘削は暫定整備となっていることから、今回の被災を踏まえた河川改修が必要であると認識しております。今後の整備に当たっては、国が管理する吉田川本川の改修事業の進捗を踏まえる必要があることから、国と調整を図るとともに、西川においては県道大和松島線西川橋から県道塩釜吉岡線車橋までの三千二百七十メートル区間、小西川においては西川との合流点から田中橋までの七百三十メートル区間の河道掘削等を行い、流下能力の向上を図ってまいります。県といたしましては、引き続き国や関係機関との連携のもと、水災害リスク情報の提供を拡充していくとともに、国土強靱化予算も活用しながら治水安全度の向上を目指してまいります。

次に、候補地周辺の道路被害についての御質問にお答えいたします。

平成二十七年関東・東北豪雨や令和元年東日本台風では県内陸部を中心に路面冠水などによる通行止めが数多く発生したことから、住民生活や経済活動等に大きな影響があ

つたものと重く受け止めております。特に大和町内では、令和元年東日本台風において河川からの越水や内水氾濫に伴う路面冠水により、塩釜吉岡線など県道三か所、町道七か所で通行止めとなりました。今後、冠水被害の軽減を図るためには、河川改修や内水対策などの抜本的な対策が必要となりますが、その対策には時間を要することから、路面排水の改善に向けた舗装補修や道路利用者に対して注意喚起を促す看板の設置等を行ってきたところ です。県といたしましては、災害時における円滑な道路交通確保は極めて重要であると認識していることから、引き続き国や大和町などと連携を図りながら冠水被害の軽減に向けて取り組んでまいります。

次に、候補地付近の交通渋滞等についての御質問にお答えいたします。

仙台北部中核工業団地群への主要なアクセス道路となっている県道塩釜吉岡線などでは、朝夕の通勤時間帯を中心に交通渋滞が顕著であることから、周辺道路を含めた交通環境の早急な改善が必要であると認識しております。このため県では当該地区の渋滞の解消に向けて、昨年度、県道塩釜吉岡線の落合舞野交差点と県道仙台三本木線の落合相川交差点において右折レーンを増設したところであり、今年度は善川橋を含む県道仙台三本木線の四車線化の設計に着手することとしております。仙台北部中核工業団地群では今後も新たな企業立地や工場拡張が想定されることから、県といたしましては、団地周辺地域における交通状況の変化を把握するとともに、県道塩釜吉岡線のバイパスルート の検討も行うなど、引き続き道路機能の拡充強化に向けた取組を推進してまいります。以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 五十八番藤倉知格君の質問開始に当たり、発言残時間の時計操作について遅れて開始したため、ここで五十秒調整いたしますので御了承願います。

五十八番藤倉知格君。

○五十八番（藤倉知格君） それぞれ答弁をいただいたわけですが、まず処理水の問題なんです。海洋放出を延期してと質問の中で触れましたとおり、トリチウムの半減期が一二、三年ということで、逆算した放出延長論の検討が政府でも行われたと。これがやっぱり、今この置かれた現状の中では最善の方法だろうということで提案をさせていただき、その間、トリチウムの分離技術の研究開発、これに官民挙げて集中的に取り組むと、またそういう動きも現にあるわけですから、直ちに実用化の技術が開始さ

れていないということだけで、この両面作戦に方向性を明確にしないということにはあつてはならないと思います。その両面作戦の意義について知事自身の見解、認識を問うたわけですが部長答弁になってしまいました。改めて村井知事の見解、認識をお聞かせください。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 一つの御提案というふうに受け止めましたけれども、半減期というのはトリチウムがなくなるわけでは決してないと、放射能濃度が半分になるという期間であります。その間にトリチウムを除くということですから、いろんな方にお伺いしたところ、トリチウムというのは一般に存在するものであつて、ゼロにするということは当然できないということです。今回、問題になっております、私はこの間、仁田議員の答弁もいたしましたけれども、安全性については自分で確認して問題ないだろうと、今の段階で放出しても安全性は問題ないだろうと思つていまして、一番心配しておりますのは、やはり風評被害であります。これは恐らく十二年たつても、それから十二年たつてトリチウム濃度がゼロになるような、放射能レベルがゼロになるような技術が開発されれば別ですけれども、仮にそうであつたとしても、今の保管されているものを海洋放出するとなつたら当然、風評被害というものが出てまいりますので、時間をただ後にはずらすだけになつてしまふのではないかというのが私の率直な考え方、意見であります。

○議長（石川光次郎君） 五十八番藤倉知格君。

○五十八番（藤倉知格君） それから、県議会のこれまで二回にわたる意見書の採択の件。これは知事から答弁があつたのですが、重く受け止めてはいるという文言が答弁に入りましたが、単に重く受け止めるだけじゃなくて、県議会で二回もこの海洋放出あるいは自然界放出反対だと、行わないようにということをお願いする国に対して求めた意見書でありまして、単にそれを重く受け止めるということじゃなくて、重く受け止めるのであれば、やはりそれをしっかりとしんしゃくして検討するということも知事としての役割ではないかというふうに思いますが、御答弁をお願いします。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 重く受け止めしんしゃくした結果、今のような形での県のいろ



んな団体も入れて会議を行っているということでございます。ただこれは宮城県で私の意思で決定する施策に関して、県議会が意見書をこういう形で議会の意思をまとめたということになれば、それは当然、私としてはもう身動きがとれなくなるわけでありませうけれども、これはあくまでも先ほど答弁したように国が最終的に決めることであります。ですから私は大臣に対しましても、議会で二度意見書を採択していますと、反対という意見書を採択していますということについては、強く強く何度も申し上げていまして、これは県民のまさに意思ですということは伝えておりますけれども、それによって私がやめるとかやめるなどか、やっていいとかを言うふうにならぬように今求められているわけではありませぬので、国がそういう方針を出している以上は、その方針を県民がどう受け止めて、宮城県の事業者、特に水産業者が大きな損害を被らないようにするためにどうすればいいのかということは今、懸命に模索をしているということでございます。

○議長（石川光次郎君） 五十八番藤倉知格君。

○五十八番（藤倉知格君） 再三申し上げるわけですが、やはり半減期を見越した放射能の減衰ですね、放出延期、それから分離技術の開発に集中的に取り組むということの両面作戦で突き進むということはやはり大事だと思いますし、機会があればそのことを知事の口から直接、何度も国、東京電力に対して申し上げてほしいということを要望させていただきたいと思っております。

それから、新しい産廃最終処分場の件なんですけれども、それぞれ地域の長年にわたる河川あるいは道路関連の改良だったり整備だったりということが、それぞれの部長から答弁があったわけですが、この際ですからちよつと申し上げておきたいんですが、今までのクリーンプラザみやぎ、大和町鶴巣小鶴沢ですね、四十三年目を迎えるわけで供用開始から、この処分場というのは冠にありますとおり公共関係というふうになつてきているんです。ただ私はやっぱり不安に思うのは、部の関係者の話なんかも聞きますと、造るまでは県だと、県の責任でやりますと、ただ完成後は環境事業公社の運営になると。截然と分かれているんです。経営上、運営上はそういう区割りになっているんだらうけれども、公共関係というのはつくるときから処理が終わった後、あるいはそれから安定期を迎える管理が入るわけですね、二十年、三十年、四十年というそれはもう一貫して公共管理でなければなりません。それが、そういう形に実態としてはまだなつて

いないということです。河川の話とかいろいろありましたけれども、例えば小鶴沢の源流ですね、小西川の源流、処分場のすぐそばですよ。これも台風被害なんかで河川が破壊される。そうすると、こういう場所だから早くしてくれと仙台土木事務所に言ってもなかなか通じない。だからここは公共管理の最終処分場の周辺であるという認識、そういう意味での公共管理、各部署の連携、情報共有、そういったことが今までの供用開始された四十三年間ではなかったということ。そういうことをしっかりと改めて、新たな認識で臨んでもらわないとなかなか理解は得られない。私も連日住民説明会に出ています、それを肝に銘じていただくように要望をさせていただきます。

終わります。